

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 213 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 次の点のうちエ、オ、カ、キ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 C 美方郡香美町香住区沖浦長ツ口479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) D 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 ア Aから358度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点 ウ Cから353度40分1,500メートルの点 エ Dから185度10分646.5メートルの点 オ エから283度9分28秒3メートルの点 カ オから352度22分31秒78.3メートルの点 キ カから25度27分36秒220.1メートルの点 ク キから115度27分36秒107メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-